

12—公立か私立か

(1) 老人ホームの選び方

よい老人ホームとはどんな条件を備えたものだろうか。そのことはこれから老人ホームを利用しようとする者にとって重要なことである。しかし、現在国民が老人ホームを選択できる状況にあるとはいえそうにない。

まず、養護老人ホームは雑居性が依然として存続する低水準であるため、それは選択以前の問題といえる。軽費老人ホームはまだ少なく常に満員で、欠員のある所を探し回っている状況である。「有料」の老人ホームは行政当局が介入できる上記のホームのような「老人福祉施設」ではなく、子供や国の世話にならず自分で自分の老後を設計しようとする者が選ぶものである。だから、ここでようやくホーム選択の自由が存することになる。

しかし、この場合全国でわずかに七十余りにすぎず、利用しようとする人も必ずしもホーム移住



の必要性に迫られているのではないから、選択の問題が切実に存在するとはいえない。一部デラックスな買取方式のものは国民大衆とはかけ離れたもので、ここでは問題としないが、入居時に月々の運営費、食料費を負担する方式の有料老人ホームについては、今後需要も供給も増えていくであろう。この時期に至ってようやくホーム選択の基準が意味をもってくる。

さて、特別養護老人ホームは以上のほとんどのホームの利用者が、濃厚な介助を必要とするようになるに移り住むホームであるが、現在でさえも需要に対して絶対的に不足しており、空きがあれば何処でもよいという状態で、入所する老人の人権を考えると心細い思いがする。今後、特養の不足度は一層深刻化するであろう。選択どころではない。

施設側に対しては経営の安全運転ができるよう行政的に仕組まれているから、競争の原理は一切働かない。それでも不安になり、煙草屋、薬屋のようにホームの新設を阻止するような動きをするようになるかもしれない。

こうした質的競争なき福祉事業の現状であればこそ、国民の間に施設選択の基準が積極的に用意され、老人ホームの処遇内容に対する要求も具体化されるべきであろう。

これまで多少述べたが、最近、特養に対して具体的な要求を掲げて市民運動を起こしている老人たちがある。それは老人ホームを当てがい扶持のようにはか考えない風潮の中で、極めて貴重な一石を投じているとして評価すべきであろう。

大分合同新聞(55・3・6)はまずリードに次のように報じている。

——「寝たきり老人に床ずれができないようオムツをそのつど替えてあげて」と別府市内に住む老婦人二人がこのほど特別養護老人ホームに対するサービス改善運動に立ち上がった。「入居者へのサービスに真心がこもっていない」と老人ホームのあり方を問うた初めてのケース。「寝たきり老人の介護は誰もが通らねばならない重要な問題。社会全体で真剣に考えてほしい」と訴えており近く組織を発足させるが、「全国運動にまで広げ、国を動かすまで盛りあげ続ける」と決意は固い。

そして、そのいきさつと運動の進行を詳しく記している。

この運動がめざすのはあくまでも具体的で、濡れたおむつは直ちに取り換えてくれというものだが正しい指摘である。特養の量不足が質の低下を保証している現状は厳しい批判の対象とされて当然であろう。それに対して、大分県特養部会はその要求は正当であり、できるだけそれに沿うよう努力することを決定した。

一般的に老人ホームの選択の基準は何だろうか。

樋口恵子氏は自分が入居するとしたら次の三つの条件を満たしたホームがよいとしている。「第一になるべく町中にあること。第二にせいぜい百人以内の小規模なホームがいい。第三に創立者が現役で頑張っている私立のホームで、しかも創立者の人柄に共感できれば一番よいと思う」（『老人の福祉と保健』34号・53・1）。

氏がどの種類の老人ホームを頭においているかは分からないが、老人ホーム一般論としても、鋭い着眼といわねばならない。第一の地理的な点については説明の必要もなく、寂しい所では気がめいる。不便では困る。

第二の施設規模の大小何れがよいかの比較論も的確である。日本の福祉施設の現状は資本の論理にも似て、いたずらに定員の多きを競い、いろいろの施設を併設立体化するのを誇りたがり、中みの良否をおろそかにしがちである。氏の指摘はこの点をよく見抜いている。定員が多いと処遇の質は低下する。入居者お互も、世話する人たちも名前が分かりあえる範囲が望ましい規模である。

ただ、養護や特養についていえば、現行の職員配置基準では小規模施設の処遇の質を維持することとは困難が伴うことである。任運荘は五十名の最少規模で理想に近いが、直接世話する寮母は定数十二人にすぎず、いつも走って働いている状況で、処遇もぎりぎりの線を保つことで精いっぱいである。なぜなら、夜勤二名の寮母制にすると、常に四名が休養し、夜勤当日は夕方出勤でさらに二名が欠け、洗濯清掃当番一名を出すと、五人しか介護に当たれない。厚生省の最低基準は経済効率から考えられていて、小規模ホームの存続には不適當である。

つきに公立か私立かという選択に対して、彼女はズバリ私立を選んでいる。見事というほかはない。

私は十数年間県の福祉行政にかかわってきたが、公立施設が私立よりどうしてよくないのか、そ

の理由が今でもよく分からない。公立は建築設備に私立ほど苦勞があるはずはないのに、特殊な例外はあるが、その面でさえも私立に後れをとっている。職員の身分保証は絶対的であるし、給与、勤務条件でもはるかに私立をしのいでいる。だのに公立の方が私立よりも利用者の処遇がいき届いているという結論には至らない。

私が福祉行政に関係していた頃の経験である。夕刻T市立養護老人ホームに立ち寄った。職員はいなかった。コトコト台所で音がする。サシミを少量皿に並べている。それで夕食というのである。聞いても要領を得ない返事だが、老人の説明で私はびっくり。台所の人は魚屋で職員はすでに帰宅していたのである。いつものことのようだ。市の責任者に嚴重警告したことは当然である。

後日、また立ち寄った。改善されているものと思いながら。メニューの黒板に「カンヅメ」とだけ書いてある。よく聞くと、一個のカンヅメを二人分として自分たちで空けて食べさせていたのである。ひどい、余りにもひどすぎる話である。職員の待遇改善運動では県下でとりわけ熱烈な市での出来事である。ついでに、あれから十数年、伝え聞くと今でも夜の宿直職員はいないとのことである。明白な法違反である。

こんな例は極めて稀な極端なことであるが、公立にはこうした体質が潜んでいる。これが「役人しごと」といわれるゆえんである。副田義也氏もほぼ同じ指摘をしている。「問題として深刻なのは、公立施設における労働者に対することなかれの管理と労働組合の既得権の一方的主張がもたらしたサービス水準の低下であろう。養護施設についての信頼すべき科学的調査は、公立施設のサー

ビス水準と私立施設のそれを比較して、前者は後者より一般的に劣るとしている。これはほかの収容施設にも一般化できそうな判断である」(『月刊福祉』53・12)。

反面、福祉行政担当者たちの話として、「公立は可もなく不可もないが、私立には悪いのにな」と手をつけられない」ということも伝えられている。一応、公平な見方とされるであろう。副田氏も同じ個所で、「一部の私立施設が私的利益の追求のために道具化するなどの新しい問題の登場もある」と述べている。たしかに特養ブームという風潮の中でその傾向は鋭く現れつつある。

公立にも私立にも良いのもあれば悪いのもあろう。学校選択において公私何れを選ぶかという問題とはやや違って、老人ホームにおける公私優劣論は不毛の論議のように思われる。しかし、公私を対比させることを通して、私立としての自己の施設を見つめることは、少なくとも私たちのホームの存在理由を改めて明確にすることにはなろう。

(2) 私立の愛と情熱

すべて社会福祉事業は民間の先駆者の情熱的開拓的試みから始まっている。この民間の試みがしだいに組織されて発展してきたことは世界の福祉の歴史が明示している。

日本でもそうした歩みは変っていない。石井十次が明治二十年乞食女の伴う二児を家につれ帰えることに、日本福祉史上不滅の光を放つ彼の大事業はその源を発している。東北地方の凶作による

捨て子たちを押しつけられるがごとく抱きとめて、その数は千二百名にも及び、当時世界第四位の規模とまでなった。彼はついに、「個人の善意でなく、国の責任でなすべきだ」と訴えざるをえなかった。

留岡幸助は感化院法制定の年の明治二十三年ひとりの少年を感化教育することから出発している。家庭環境を重視する彼は「家庭学校」と命名し、大正三年北海道の未開林野に分園を作り、今日なお秀れた内容をもつ私立教護院「北海道家庭学校」の基礎をなすに至った。こうした著名な福祉施設だけでなく、近代日本の福祉事業史は「一人を救う」(石井十次)ことから始めて、拡張を強いられ、ついに経営難の重圧で破滅していく壮烈なドラマに満ちており、福祉事業は完全に民間に負わされて進展してきた。

戦後になって占領軍の命令により、国や地方公共団体は社会福祉事業に力を注ぐ義務を負わされ民間に責任転嫁することを禁じられてから、ようやく公的福祉事業が緒につくにすぎない。施設数からみると民間立が圧倒的に多く、昭和三十年代に入りやっと公立が多くなり出す。三十一年に公私それぞれ五一・八%と四八・二%、四十一年に六一・四と三八・六、五十四年で公立が六三・八、私立は三六・二となっている。

しかし、それも保育所(公営六三%)、児童館と児童公園(公営九〇%)、老人福祉センターや老人憩の家(公営七七%)等の数の多い施設が全施設の中で大きな比率を占めているからにすぎない。

生涯をほぼそこで過ごすであろういわゆる「収容施設」(ひとによっては最近では「生活施設」と呼ぶの

もいる)の第一種社会事業の施設では、圧倒的に私営が多い。五十二年調べで、身体障害者関係の施設では私営一九五、公営一〇四。精神薄弱児施設で私営二五一、公営一〇一。精神薄弱者施設で私営四二六、公営八四。児童の養護施設では私営四六九、公営六一。

老人ホームにだけついでみると、一四頁の表2にみるように養護老人ホームだけは公営五九二、私営は三五〇だが、特養ホームでは九〇三のうち私営が七四九、公営が一五四で、私営が約五倍にもなっている。国民の高い特養ホーム需要に対して、民間私人が直ちに応じた現れである。

では、なぜ私人が福祉事業に今もなお志すのか。

本質的には、人間性に直接的に関連のもてる仕事に自らを結びつけようとする情熱がさせるものである、としかいいようがない。勿論、例外はあって福祉事業わけても特養ホームは割のよい事業とふんでいる者が少なからず混じっているということは、これまでもしばしば述べてきた。

シュバイツァーのいう「人間性」をめざし、情熱に支えられる民間福祉事業は常に福祉の開拓者である。それだけではない。福祉を根底から支え育くむ地下水でもある。日本のように福祉的土壌の肥沃でない所では、民間が国民の中で掘り起こし、育てゆく福祉の事業は極めて貴重である。このことを軽視して、福祉事業は国や地方公共団体がやればよいとする公立優先に傾くと、福祉はその生命の源泉を失い、根本からひからびていくであろう。

公立に対して福祉への情熱と献身を望むことはしないが、人材面と設備面においてその機能の充実は当然要望さるべきものである。そして研究的専門的スタッフを多く擁し、常に科学的な先進性

を示すべきである。こうして公私それぞれが独自性を發揮し、相互の質的競争が実現してこそ、福祉内容は全体的に向上することができるであろう。

(3) 草の根の福祉に就くもの

福祉事業の歴史が民間の開拓的先駆者によって担われているということと、現在の民間の福祉事業が常に開拓的であり、ピュリタンであり、質的に公立を凌いでいるかということとは別である。「金と土地さえあれば施設が作れ、誰でも施設長になれるということに問題がある」(51年全国老人ホーム施設長会議資料)と自己反省している通り、私立には不正が起るのを防ぐ自己抑制が公立に比して弱い。「ひどいになると手をつけられない」という表現の中身は報道されただけでも多様である。

だから私立は信用ならない、公立は公平でまちがいがなく安心できる、と判断するなら、これもせっかちすぎる。たしかに公立には経理的に不正が起こりにくい機構になっている。それで「可もなく不可もない」といわれるのであろう。したがって、施設の公立優先という判断が出されてくる。しかし、それは行政側の都合にあわせた判断にすぎない。施設利用者の立場にたてば、可もなく不可もないということは、当然不可と断定すべきである。可と不可しかないからである。

さて、私立は何をもって公立に対して自己の独自性を主張しようとするか。それは「役人仕事」

と対比できる「民間性」ということであろう。

最近、法に基づいて公が福祉に責任を負うべきという思想の下に、公立施設優先、民間施設軽視の風潮がめだっている。また、民間施設が措置費丸抱えによる運営になっているために、卑屈になり、公の下請化に安住する傾向に陥っている。同時に、公の官僚的支配が地方に行く程強くなるように思われる。その風潮はしだいに民間と公立との独自性を見失わせ、行政側は民間施設を公立の悪しき代替物と考えたがり、民間自体も自らの存在理由を見出し得ない傾向を生んでいる。

では、福祉における民間性とは何か。

それは、福祉を必要としている者の利用権（受給権といってもよい）を基点として、福祉の諸々のサービス（事業）を情熱的に展開することである。利用者の立場に立つということは具体的には並ならぬ努力が必要である。公的立場からは生まれ出ないものである。とくに、福祉においても官僚支配が濃厚に存在する日本の土壌においては、なおさらである。

福祉は要求によって正しい進展をするものである。要求は当然民間市民の草の根から生ずるものでなければならぬ。公権力は勿論、小さく公立施設の立場を見ても、この要求の切実さとそれに潜む豊かな社会性を見抜くことには極めて鈍である。福祉諸サービスは公行政の責任の下に展開されること勿論であるが、その中身を具体的に高め豊富にするものは民間的視野でなければならぬ。

問題を老人ホームに移してみると、私立施設は民間利用者の心になって、運営は常に創造的であらねばならない。対象の要求は常に動いており多様であるからである。公行政の提供する福祉サー

ピスに対して批判的立場を失わず、主体性を保たねばならない。公行政が平等・公平の原則に縛られて動かざるを得ない限界が常にあるからである。

民間性とは援助を必要としている市民の立場である。すべて、福祉施設の出発においては、こうした人道主義の理念が情熱と共に掲げられているはずである。

問題はその理念が一片の言葉に終らず、具体的に施設運営の中に実現されているかどうかである。長く続く歩みの中で、なおその理念が貫かれているか。その実証なくして、私立が公立に対して自らの優位を主張することはできない。追求すべき理念が失われ、理想実現の活力を欠くとすれば、民間性という特色は単なる幻想に過ぎない。そうしたまま継続している施設なら、もう一般企業と異なるところなく、福祉業と呼ぶべきであろう。

しかし、理想の旗を掲げて進むことは福祉事業では、先人の労苦に比すべくもないが、今なお困難な道である。一介の私立施設が民間の福祉要求の実現をめざして、公行政を批判し発展を計るためには絶大な勇気を要するからである。しかし、福祉において今要求されているのは勇気である。

某日、山陰地方の出雲市にある養護老人ホーム「長浜和光園」を訪ねた。バス停の待合室の壁と門入口の立看板に、「私立の老人ホーム和光園」と書いている。ふしぎに思って錦織園長に尋ねると、「公立と思ってやって来て、私立なののがっかりする老人が多い。入居老人たちもここは何もいうことはないが、私立であるのが残念だといっている。こんなところまで官尊民卑があるので

す」と。

しかし、この「私立」は現行の養護老人ホームの体系の中でいえば、内容はトップクラスの水準を保っているといえよう。ホームを老人の生活の場にしようとして、すべての拘束をなくし、日課も当番もなく、夕食は六時に下げ、食事は自由選択のバイキング方式にし、入浴も夕食後から九時まで、いわゆる「生活指導」はなく、自治会に委され、その中に行事、生活、食事の委員会が設けられて老人が主体となって決め、職員側がそれを消化する。八畳四人の雑居性のホームでこうした理想を着々実現していることは驚異である。詳しく調査見学した黒田輝政氏はその報告を、「拘束から脱皮の一つ一つは、実は錦織園長の自分とのたたかひの過程でもあるように思える」と結んでいる(黒田輝政著『みんなの老後』ミネルヴァ書房)。

「自分とのたたかひの過程」という表現は、福祉わけても私立の福祉事業において最も強く要求される適切な言葉であろう。私立の施設経営は日々が誘惑とのたたかひである。理想に背こうとする自己とのたたかひである。

その意味で、民間性とは掲げらるべき福祉理念が蔽として実質的に存在し、受け継ぐ者が同時に存在するということである。私立においては、公立と明確に違って、福祉の道を探究し、創意を自在に苦心し、きめ細やかさを工夫し、ひとへの献身に生きることを宿命として求められている。

公立にはそうしたものがなく、またそれを要求もされていないとするのは、理論的にはたしかに独断的であるという謗を免れないであろう。しかし、それは比較論である。例えば公立大学に建学

の精神というものがあろうか。一般化されたどの公立にも適用される大学設置法に基づくにすぎない。伝統ある私立大学の創業の理念は極めて個性的で、時に消長あろうとも脈々と受け継がれている。それとほぼ同様のことが福祉事業の公私論でもいえるであらう。

公立福祉施設では法で規定される一般的福祉概念があり、公務員はそれに外れないようすればよく、組織内で組織人として行動することを要求される。ここでは個性的、創造的行動は善であるよりは悪とされがちであらう。いわゆる「遅刻せず、仕事せず」の平俗な吏道が福祉においても支配的になる。「献身」的などという徳目は、ここでは厳しい制限をうける。反組合的と非難されかねない。

私立においても、当然その精神を喪失することは多いであらう。ことなかれ的になり、マンネリに墮していくであらう。先に述べた石井十次の後継者大原孫三郎は、石井の生前中は力強い後援者であったが、ついに受け継いだ施設を閉鎖した。その理由に、「石井君亡きあと職員は石井君の苦勞を知っているのみで、気持ちを知っていない。石井君の形骸のみ残って、精神が没却されている」としている。精神が継承されない福祉事業は死滅したも同然だから、閉鎖消滅こそ死して永遠に生きる道だったのである。

このことは私立の福祉事業を考える時、極めて肝要な内容をもつものとさるべきであらう。掲げるに値する理念を見失う時、私立の施設は存在しない。死滅するだけであらう。そうでなく形だけ存続しているとすれば、生活費稼ぎの場としているだけにすぎない。

現代は必ずしも英雄偉人を必要としていない。福祉事業の分野でも同様で、かつてのように壮烈な自己犠牲をとげることが必ずしも要求されてはいない。民間がする福祉事業に対する公的援助は先人たちの時代とは比較にならぬほど進展している。だから、美しい福祉への理想に燃え、あるていどの財政的バックを用意できれば、そして、平凡な良心的人間であれば、ほぼその仕事に耐えるであろう。始めから福祉の仕事は偉大である必要はない。否、始めはごく小さな出発であるのが自然であろう。

石井にしても留岡にしても、奇しくも、始めはたった「一人を救う」という小さな善意から発することと一致している。民間施設に従事する私たちは初心に潜む福祉の種子を大事にし、それを受け継ぐ日々の平凡事に身を浸す。それだけで十分であろう。

今や戦後に出発した多くの私立の福祉施設は、三十年を経過し新しい後継者を必要とする時期にさしかかっている。どういふ福祉精神をどう受け継ぎ、どう新しく創造的に展開するか、それは一施設内の出来事にとどまらず、公的にも極めて重要な問題でなければならぬ。

後れて来る若き後継者、それは多くの場合に当たる身内であるが、彼らが受け継ぐ荷は余りにも重いものであろう。状況も一層困難になっているかもしれない。そうであればある程、私はソクラテスの死に臨んでの弁明を思い出さざるをえない。

彼は有罪を宣告された時、審判者たちに対して驚嘆すべき弁明をするが、その最後に、彼の幼き

息子たちについて人びとに次の一つのことを頼んだ。息子たちが成人した時、彼等が蓄財その他のことのみを思い煩って、第一義的なことを忘れ、人間らしくもななくせに人間らしい一人前の顔をするようなことがあったら、どうかその非を厳しくとがめてほしい。——死に臨んでの依頼の言葉はただその一点であった。

社会福祉事業の後継者は創始者と同じ厳しさを自らに課さねばならない。多くの場合、自動的に受け継ぐだろうから、創始者以上の覚悟を自らに課すべきである。そして、この課題は極めて困難なものでなければならぬ。

父ソクラテスがその子に託した望みは、ソクラテスがわが命をかけて探究実践した道それ自体であった。